

メドトロニック普通注文約款

本約款は、取引に関する注文（以下「本注文」という。）の発注者である日本メドトロニック株式会社、メドトロニックソファモダネック株式会社又はコヴィディエンジャパン株式会社（以下総称して「甲」という。）と、本注文の受領者（以下「乙」という。）との間の本注文にかかる売買、請負、委任、業務委託、リース、レンタル、ライセンスその他の商取引に対して適用される

第1条（本約款の成立・条件）

1. 本注文にかかる契約は、乙が本注文を承諾したときに、本約款に記載された条件にて甲乙間で成立する。ただし、乙が本注文を記載した書面（以下「本注文書」という。）を受領してから5日以内に何らの意思表示もしない場合、乙がこれを承諾したものとみなす。
2. 乙は、本注文の承諾を通知するに際し、本注文書又は本約款に記載されていない条件を付する場合には、甲が乙に対して当該条件を書面により承諾しない限り、本注文にかかる契約は成立しない。
3. 本注文にかかる納品物（以下「本納品物」という。）の仕様その他の商取引の詳細は、本注文書及び本約款に記載されている内容のほか、別途甲が通知するところによる。

第2条（法令等遵守）

1. 乙は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、刑法、国家公務員倫理法及び不正競争防止法を含む国内外の法令・規則等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本注文にかかる契約を履行する。
2. 乙は、本注文にかかる契約の履行について、乙が法令等の規定により許認可等を要する事項がある場合は、有効に当該許認可等を有したうえで、その条件に従って本注文にかかる契約を履行しなければならない。
3. 乙は、事前の甲の書面による同意なくして、本注文にかかる商取引に関連して、第三者に対して不正な経済的利益を提供してはならない。
4. 甲及び乙は、本注文にかかる契約の履行にあたり、甲が定める本注文書の利用規約と品質条項に従うものとする。ただし、本約款の規定と本注文書の利用規約と品質条項の規定との間に齟齬がある場合、前者を優先して適用する。なお、本注文書の利用規約と品質条項は、次のウェブサイトに掲載する。

掲載先：<https://www.medtronic.com/en-us/our-company/governance/suppliers/supplier-resources.html> 内 Quality Clauses for PO T&Cs の「発注書 利用規約と品質条項」

第3条（本注文にかかる契約の履行）

1. 乙は、甲が事前に承諾した場合にのみ、甲の規則・指示に従ったうえで、甲が別途指定する甲の事務所内で本注文にかかる契約を履行することができる。
2. 乙は、本注文にかかる契約を履行するに十分な能力と経験を有する者を本注文にかかる契約の担当者として指名するものとし、当該担当者に対する雇用主又は使用者としての一切の責任を負う。乙は、本注文にかかる契約の履行中に当該担当者が負傷、罹災した場合には乙の責任と負担においてこれを処理するものとし、甲に対して一切の請求を行わないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により負傷、罹災した場合は、この限りでない。
3. 乙は、必要に応じて、又は甲からの要求があった場合、直ちに本注文にかかる契約の履行に関する進捗状況を甲に報告する。
4. 乙が本注文にかかる契約の履行に要した費用は、甲が事前に書面で同意したものを除き、全て乙が負担する。乙は、甲が負担することに同意した費用の支払の証憑の原本をその請求と同時に甲に提出する。

第4条（納入・検収）

1. 乙は、本注文書に記載された納期までに本納品物を甲に納入する。本納品物の納入場所は、甲から別段の指定のない限り、甲の本店とする。
2. 甲は、本納品物の受領後、甲所定の基準に基づき本納品物の検収を行う。当該検収は、本納品物の受領後5営業日以内とする。
3. 甲による検収の結果、本納品物の全部又は一部が不合格となった場合、乙は、甲の請求に従い、乙の責任と費用負担において、直ちに補修、代品の納入等、本注文にかかる契約を完全に履行する措置を取る。

4. 乙は、甲による検収の結果不合格となった本納品物又は過納品を、甲が別段の通知をしない限り、乙の費用で引き取るものとする。

第5条（契約代金の支払い）

乙は、甲が本注文にかかる契約の履行の完了を認めた場合、直ちに当該本注文書に記載された契約代金及び甲が負担する必要経費にかかる請求書を甲に送付し、甲は、請求書受領日の90日後までに当該契約代金を支払うものとする。ただし、本注文にかかる契約が製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「取適法」という。）又は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」という。）の適用を受ける場合は、本納品物を受領した日（前条第3項の補修等の措置が講じられた場合は、同項に基づき再度本納品物を甲が受領した日）から起算して60日目の日を期日として支払うものとする。

第6条（契約不適合責任）

1. 本納品物に、第4条第2項の検収時に発見できない契約不適合がある場合、本納品物を受領した日（第4条第3項の補修等の措置が講じられた場合は、同項に基づき再度本納品物を甲が受領した日）の翌日から起算して6カ月以内に限り、乙は、甲の指示に従い、自らの費用において履行の追完、契約代金の減額又は返還その他の必要な措置を行わなければならない。ただし、本納品物の引渡し完了から6カ月経過した後であっても、乙に故意又は重大な過失があった場合、乙は甲に対しその責任を負う。

2. 前項に基づく請求は、損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

3. 第1項ただし書の規定は、本注文にかかる契約が取適法又はフリーランス法の適用を受ける場合には、適用されない。

4. 民法第559条において準用する民法第562条第1項ただし書及び商法第526条の規定は本約款には適用されない。

第7条（本納品物等の目的外使用の禁止）

1. 乙は、本納品物（不合格品を含む。）及びその仕掛品を、第三者に開示、譲渡又は提供してはならない。ただし、第12条第2項に規定する場合は、この限りでなく、本注文にかかる契約の履行に必要な範囲で第三者に開示、譲渡又は提供をすることができる。

2. 乙は、本納品物（不合格品を含む。）及びその仕掛品を、本注文にかかる契約の履行に必要な不可欠な範囲以外に使用してはならない。

第8条（成果等の取扱い）

1. 乙が本注文にかかる契約に関連して創製あるいは作成した発明、考案、意匠の創作、著作物その他一切の成果（以下本納品物を含めて「成果等」という。）及び成果等に関連する知的財産権（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）、所有権その他一切の権利（以下成果等を含めて「知的財産権等」という。）は甲に帰属し、乙は、著作者人格権を、自ら行使せず、また、著作者をして行使させないことに同意する。

2. 本注文にかかる契約の開始前に乙が保有していた知的財産権その他の権利（以下「既存権利」という。）は乙に帰属する。ただし、乙は、甲に対し、本納品物の利用に必要な範囲で、既存権利についての非独占的な実施権・使用权（再実施許諾権・再使用許諾権付）を許諾する。

3. 第1項に基づく知的財産権等の譲渡等の対価及び前項の許諾の対価は、本注文書に記載された契約代金に含まれるものとし、甲は、本注文書に記載された契約代金以外の支払義務を負わない。

第9条（保証）

1. 乙は、本注文にかかる契約の履行あるいは甲その他第三者による本納品物の使用が、第三者の知的財産権、営業秘密及びその他の権利を侵害しないことを保証する。

2. 本注文にかかる契約又は本納品物に関して第三者との間に権利の侵害等を理由とする紛争が生じた場合、乙は、自己の負担及び責任においてこれを処理解決するものとし、かかる紛争によって甲が負担する損害を補償する。また、乙は、甲が継続して本納品物を利用できるように、あらゆる合理的な措置を講ずる。

第10条（貸与品）

1. 本注文にかかる契約に関連して甲から乙が貸与を受けた物品・媒体（以下「貸与品」という。）がある場合、乙は、貸与品を、善良なる管理者の注意義務をもって保管し、本注文にかかる契約の履行以外の目的に使用し、又は譲渡、転貸、質入れ等をしてはならな

い。

2. 本注文にかかる契約が終了した場合、全ての本注文にかかる契約の履行が完了した場合及びその他甲から返還の要求があった場合、乙は、直ちに貸与品を甲に返還しなければならない。

第11条（秘密保持）

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、本注文にかかる契約に関連して入手した一切の情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示してはならず、また、本注文にかかる契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、入手時点で公知の情報及び乙の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報は、この限りではない。

2. 乙は、秘密情報を厳に秘密として管理し、本注文にかかる契約の履行のために知ることを必要とする自己の役員又は従業員以外に開示してはならない。

3. 乙は、本注文にかかる契約が終了した場合又は甲から求められた場合は、直ちに秘密情報を、甲の指示に従い、乙の費用で甲に返還又は破棄しなくてはならない。

第12条（第三者に対する委託）

1. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ることなく、本注文にかかる契約の全部又は一部の履行につき第三者に委託してはならない。

2. 乙は、甲の書面による事前の承諾を得て本注文にかかる契約の履行につき第三者に再委託する場合、本約款及び本注文にかかる契約に基づき自己が負う義務と同等の義務を当該第三者に課すものとし、かつその履行につき責任を負わなければならない。

第13条（権利義務の譲渡禁止）

乙は、本注文にかかる契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保の目的に供してはならない。

第14条（中途解約）

1. 甲は、1ヶ月の予告期間をおいて乙に通知することにより、本注文にかかる契約の全部又は一部を解約することができる。ただし、フリーランス法の適用を受ける場合は当該予告期間を30日とする。

2. 前項により本注文にかかる契約の全部又は一部が解約された場合においては、乙は、本納品物（仕掛品を含む。）を直ちに甲に引き渡すものとし、甲は、当該解約時点までに乙が専ら本注文にかかる契約の履行のために支出した費用として甲乙誠実に協議し合意した金額を乙に支払う。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（3）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。

（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（5）役員又は経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一に該当する行為を行ってはならない。

（1）暴力的な要求行為

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為

（3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（5）その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、相手方が第1項各号のいずれかに違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協

力するものとする。また、甲及び乙は、自らが、第1項各号のいずれかに違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとする。

4. 甲及び乙は、相手方が前三項のいずれかに違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本注文にかかる契約を解除することができるものとする。

5. 甲及び乙は、前項に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

第16条（個人情報）

本注文にかかる契約に関して、乙が甲より提供を受け、又は自ら取得した個人情報を取り扱う場合、乙は、当該個人情報を個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）及びその関係法令並びに個人情報保護委員会その他所管官庁のガイドライン及びガイダンスに基づき、厳重に保護及び管理して取扱い、本注文にかかる契約以外の目的での利用並びに正当な理由がない第三者への開示又は提供をしてはならず、かつ漏えい、滅失、改ざん及び毀損その他の事故の防止をしなければならない。

第17条（契約期間）

1. 本注文にかかる契約の有効期間は、本注文にかかる契約が成立した日から、本注文書に記載されている契約の有効期限までとする。ただし、本注文書に本注文にかかる契約の有効期間の記載がされていない場合は、本注文にかかる契約における商取引が終了した時に本注文にかかる契約が終了するものとする。

2. 本注文にかかる契約の終了後といえども、第7条及び第11条の規定は、本注文にかかる契約の有効期間終了後もなお5年間、また、第6条、第8条、第9条第2項、第12条第2項、前条、本条本項、第20条及び第21条の規定はそれぞれ対象事項が消滅するまでの間に限りなお効力を有する。

第18条（契約の解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの通知催告なしに本注文にかかる契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本項による解除は、損害賠償請求を妨げない。

（1）相手方が本注文にかかる契約上の債務を履行せず、14日の猶予期間を定めて催告をしたにもかかわらず当該期間内にこれを履行しないとき。

（2）支払停止、支払不能に陥ったとき、発行した手形若しくは小切手が不渡となり、又は金融機関から取引停止処分を受けたとき。

（3）経営上重要な資産につき第三者より仮差押、仮処分、強制執行等の債権保全行為を受けたとき。

（4）破産、会社法上の特別清算、民事再生又は会社更生手続の申立を受け、若しくは自ら申し立てたとき。

（5）その他前各号に準ずる事態が発生したとき。

第19条（相談窓口）

1. 乙は、本注文にかかる契約に関して次の各号に掲げる場合、甲の設置した相談窓口申し出ることができる。

（1）乙がフリーランス法の適用を受ける場合において、甲の役員又は従業員よりハラスメントを受けたとき。

（2）乙が本注文にかかる契約に関してフリーランス法の適用を受ける場合において、妊娠、出産若しくは育児又は介護により本業務の遂行に支障を来すとき。

（3）乙が本注文にかかる契約に関して甲の役員又は従業員より不適切又は不適切な取扱いを受けた場合等相談が必要なとき。

2. 前項における甲の相談窓口は、甲のウェブサイト（<https://www.medtronic.com/jpja/about/contact-us.html>）に掲載するとおりとする。

第20条（他の契約との優劣）

1. 本約款の規定と、甲乙間で別途締結する取引基本契約等の規定との間に齟齬がある場合、後者を優先して適用する。

2. 前項の規定にかかわらず、乙が独自に作成した約款等の契約条件については、甲が書面で合意しない限り、本注文にかかる契約に対して適用されないものとする。

第21条（管轄裁判所）

本注文にかかる契約に関して生ずる甲乙間の一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)